

本会の組織改編について

令和元年度1年間を通して、会員の皆様のご意見をお伺いしながら検討してまいりました本会の組織改編は、5月19日(火)に開催された令和2年度第1回理事会において次のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和2年度 岡山県建築士会 組織改編

岡山地域貢献活動センターの廃止

方針

- 岡山地域貢献活動センターを廃止する。
- 同センター内の委員会は次のとおりとする。
 - 地域貢献活動委員会：廃止
 - 住宅相談事業委員会：常設委員会に移行
 - 岡山県歴史的建造物委員会：会長直属の委員会として独立

説明

現在では、地域の活動に対する自治体等からの支援メニューが多く用意され、NPO法人等の支援団体も多数活動しているなど、地域のまちづくりを支援する社会的基盤が整備されている。一方で、本会においては、支部・部会・委員会等により様々な形で地域貢献活動を行っていることから、同センター及び地域貢献活動委員会の役割は終えたと考える。

地域貢献活動推進本部の設置

方針

- 会長を本部長とした「地域貢献活動推進本部」を設置する。
- 同本部は、本会内に対して地域貢献活動の実施を啓発する。
- 同本部は、本会の地域貢献活動を取りまとめ、外部に対して発信する。

説明

定款第4条では「広く社会に貢献することを目的とする。」と定めている。支部・部会・委員会等で既に様々な形で地域貢献活動を行っているところであるが、本会内での情報共有や外部に対する広報が十分であるとは言い難い。そのため、同本部を設置し、本会内での地域貢献活動を一元的にまとめた上で、内部で情報共有するとともに社会に対して発信する。

その他の課題解決

岡山県歴史的建造物委員会

《課題：外部委員のあり方等》

建築基準法に関連する課題を解決し、外部への発信力もある重要な業務を所掌していることから、先を見据えた執行体制を令和2年度中に検討し、令和3年度から運用する。

岡山ヘリテージマネージャー機構

《課題：建築士法に基づく事務所登録》

今後、さらに、ヘリテージマネージャーの活躍する場は増えてくると予想されており、建築士法の順守は必要である。ただし、これは全国的な問題であるため、必要なときに迅速に対応できるよう、継続的に情報収集・検討を行う。

組織内のコミュニケーション

《課題：組織内における意思伝達》

業務執行理事は、「役員の職務及び分担業務に関する規程」を遵守し、担当業務に関係する会議等に参加し、理事会での決定事項を伝達するとともに当該会議での意思決定に際し、参考意見を述べるよう努める。

一般社団法人岡山県建築士会
地域貢献活動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人岡山県建築士会定款第4条に定める一般社団法人岡山県建築士会(以下「本会」という。)の目的である「広く社会に貢献すること」を本会会員に啓発し、その成果を広く社会に発信することを目的に一般社団法人岡山県建築士会地域貢献活動推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域貢献活動の精神を本会会員に広く周知し、地域貢献活動を促すこと。
- (2) 本会が実施した地域貢献活動を本会会員に周知すること。
- (3) 本会が実施した地域貢献活動を広く社会に発信すること。
- (4) その他本会の地域貢献活動に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、会長、副会長、常務理事をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長各1名を置き、本部長は会長、副本部長は会長があらかじめ指名した副会長とする。

- 2 本部長は、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、簡素にして短時間に行うものとする。

(意見の聴取等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(報告及び公表)

第7条 本部長は、毎年度、本会の地域貢献活動の実施状況を理事会に報告の上、本会会員及び社会に対して公表しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

本会の組織改編(パブリックコメント)

令和元年度第6回理事会において承認された「本会の組織改編(最終案)」及び「地域貢献活動推進本部設置要綱(案)」を本会のホームページに掲載し、4月1日から30日までの間、本会会員から意見を募集しました。

提出された意見、及び、それに対する対応は次のとおりです。

「本会の組織改編(最終案)」及び「地域貢献活動推進本部設置要綱(案)」に対する会員からの意見及び対応

項目	意見	対応
地域貢献活動推進本部設置要綱(案) 第1条(設置) 一般社団法人岡山県建築士会 第4条に定める一般社団法人岡山県建築士会の目的である「広く社会に貢献すること」を本会会員に啓発し、その成果を広く社会に発信することを目的に一般社団法人岡山県建築士会地域貢献活動推進本部を設置する。	【意見】 次のとおりの文案を提案する。 (アンダーライン部分を追記する。) 一般社団法人岡山県建築士会第4条に定める一般社団法人岡山県建築士会の目的である「広く社会に貢献すること」を本会会員に啓発し、その成果を広く社会に発信するとともに、 <u>地域貢献活動(自主的な活動及び社会要請等に対応する活動)を行うこと</u> を目的に一般社団法人岡山県建築士会地域貢献活動推進本部を設置する。 【理由】 「本会が実施した地域貢献活動を本会会員に周知、広く社会に発信すること」だけでなく、社会の防災・減災や日常生活における建築全般・建築技術に関する支援、社会教育・学校教育に関わる支援等行える人材・体制があることを社会に発信するものである。	【対応】 原案のままとする。 【理由】 1 推進本部は、地域貢献活動を行うことを会員に啓発し、その成果を広く社会に発信するために設置するものであり、推進本部自体が地域貢献活動を行うことを想定していない。 2 意見のうち、【理由】に記載してあるような体制があることを社会に発信するために、第7条において、毎年度、本会の地域貢献活動の実施状況を社会に対して公表することを規定している。
地域貢献活動推進本部設置要綱(案) 第2条(所掌事務) 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)地域貢献活動の精神を本会会員に広く周知し、地域貢献活動を促すこと。 (2)本会が実施した地域貢献活動を本会会員に周知すること。 (3)本会が実施した地域貢献活動を広く社会に発信すること。 (4)その他本会の地域貢献活動に係る重要事項に関すること。	【意見】 所掌事務に次の2つを付け加える。 (5)社会の防災・減災や日常生活における建築全般・建築技術に関する支援。 (6)社会教育・学校教育に関わる支援。 【理由】 本会は人々の日常の建築に関わることから社会教育・学校教育に至るまでより深い、人々の身近なものとして存在し、災害時においても、防災・減災に関しても建築技術等で人々の支援を行い、これからも世のため、人のために本会があり続けることを願っている。	【対応】 原案のままとする。 【理由】 推進本部は、地域貢献活動を行うことを会員に啓発し、その成果を広く社会に発信するために設置するものであり、意見にあるような地域貢献活動(支援活動)の実施は本会全体の方針であり、推進本部自体が地域貢献活動及び支援活動を行うことを想定していない。

本会の組織改編について【参考資料】／ 経 緯

年 月 日	会 議 等	提出された意見等	意見等への対応
令和元年5月17日	令和元年度第1回理事会 組織改編に関する検討 課題及び検討スケジュール について審議	意見無し	
令和元年9月5日	令和元年度第4回理事会 組織改編の方向性及び 素案について審議	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への周知を徹底すること ・関係する委員会内部でも すること ・常務理事が担当する委員 会の活動を把握すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにつ いては、ホームページへ の掲載だけでなく、会誌 に掲載するなどの方法を 検討する ・地域貢献活動委員会、岡 山県歴史的建造物委員会 でも検討する ・各委員会に担当常務理事 がなるべく出席する
令和元年9月12日 ） 令和元年10月11日	パブリックコメント 組織改編(素案)につ いて会員から意見を募集	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動委員会の所 管事項は公益目的支出計 画の実施事業に位置付け られているため、同委員 会を廃止する場合は同計 画の変更・整理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・同委員会は、任意の本会 の内部組織であり、本会 としての地域貢献活動が 大きく変更されるもので はないため、同計画は現 行のままとする
令和元年11月26日	令和元年度第5回理事会 組織改編(案)について 審議	《地域貢献活動委員会からの意見》 広く社会に貢献するこ とが本会の目的として定 てられていること から、それを社会に発信 していく新たな組織が必 要	委員会や部会等で実施し ていく地域貢献活動を取り まわすこと を社会に発信してい く組織「地域貢献活動推進 本部」を設置する
令和元年12月3日 ） 令和元年12月27日	パブリックコメント 組織改編(案)につ いて会員から意見を募集	意見無し	
令和2年3月5日	令和元年度第6回理事会 組織改編(最終案)につ いて審議	意見無し	
令和2年4月1日 ） 令和2年4月30日	パブリックコメント 組織改編(最終案)につ いて会員から意見を募集		別紙 1 を参照
令和2年5月19日	令和2年度第1回理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編を決定 ・関係規定を改正 		